

## 第2章 基本計画策定の背景

### 1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策が推進されています。

しかし、依然として、私たちの身の周りには、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等に関する様々な人権問題が存在しています。

例えば、女性に対する職場における採用や待遇面での差別、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）、学校におけるいじめや家庭における子どもへの虐待、障害者に対する差別や偏見の問題などです。

また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシーの侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等の問題が生じています。この他にも、新たにインターネット上における差別的情報の掲示等による人権問題も生じています。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に異なる文化や習慣、立場、行動を異質なものとして容易に受け入れない精神的風土や非合理的な因習的意識が存在することなどが挙げられていますが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられます。また、国の基本計画では、「より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ人々の中に十分に定着していないために、自分の権利を主張して他人の権利に配慮しないばかりではなく、自らの有する権利を十分に理解していないため、正当な権利を主張できない。物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が十分に身に付いていないため、差別意識や偏見にとらわれた言動をしてしまう。」といった問題点も指摘されています。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきていますが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、一層積極的な取組が必要となっています。

### 2 本県の状況

本県においても、同和問題や女性、子ども、高齢者及び障害者に関する人権問題など、基本的人権にかかわる様々な問題が存在しています。これらの問題に対しては、これまで行政機関をはじめ多くの関係団体・企業等において解決に向けた取組がなされ、その結果、一定の前進をみています。しかし、まだ多くの課題が残されているほか、依然として差別事象もみられます。

また、インターネットに代表されるIT関連技術の急速な発展に伴うプライバシー保護の問題など、科学技術の進歩、情報化の進展等に伴う新たな問題も提起されています。

さらに、近年、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、家庭などにおける女性、子ども、高齢者等に対する精神的・身体的・性的虐待や暴力への対策などについて、社会的な関心が高まっています。

加えて、諸外国との人的、物的交流が拡大するなど国際化、ボーダーレス化（無国境化）

が進展し、外国人在住者が増加しつつある中で、共に生きるという視点から外国の多様な文化や価値観を受け入れる心を醸成することも求められています。

このような状況にあって、本県においても、近年、様々な分野における人権意識の高まりや個々の人権問題の解決を目指す市民レベルの活動が見られるようになりました。平成10年（1998年）12月の本県議会において「人権宣言に関する決議」が採択されたほか、平成16年（2004年）3月末現在、県内の16市町で人権宣言が採択されるなど、様々な社会問題を人権の視点から捉える活動や差別、偏見のないまちづくりの気運が高まりつつあります。

本県においては、国連が提唱した「人権教育のための国連10年」の取組を推進するため、平成11年（1999年）3月に県行動計画を策定しました。

この計画に基づき、「相互の人権が尊重され、人権という普遍的文化が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現」のために、学校、家庭、地域社会、企業などあらゆる場を通した人権教育・啓発の取組を積極的に進めてきました。

その結果、県民意識調査において、「10年前に比べ、相手の立場を考えたり、他人を思いやるようになった（どちらかといえばそう思うを含む）」と回答した人が70%を超えるなど、人権に対する県民の意識は高まってきています。

今後は、県行動計画の内容を充実・発展させた基本計画に基づき、人権教育・啓発施策の一層総合的かつ効果的な推進に努められています。

（図1） あなた自身、10年前に比べ、相手の立場を考えたり、他人を思いやるようになったと思いま  
すか。（一肢選択）

